

シュテューデル美術館事件と『ナポレオン法典』(1)

—1811年11月21日デクレの拘束力をめぐって—

野 田 龍 一*

目 次

はじめに

第1章 1811年11月21日デクレ

第2章 占有訴訟での議論

第3章 本権訴訟での議論 (以上 本号)

第4章 各大学鑑定意見の争い

第5章 諸学説の状況

むすび

凡例：文中 [] は、筆者による挿入部分を、... は、省略部分を意味する。

はじめに

わたくしは、これまで、いわゆるシュテューデル美術館事件について研究を発表してきた¹⁾。遺言者が、その遺言で美術館の設立を定め、かつ、この設立されるべき美術館を、同じ遺言において、その相続人に指定することは、はたして有効か。

*福岡大学法学部教授

この事件に関するさまざまな論点の1つに、1811年11月21日デクレの拘束力をめぐる論点がある。

この論点の意義を理解するためには、われわれは、まずもって、少しくフランクフルトの歴史に立ち入っておく必要がある。

1806年、ナポレオンは、かねてフランスの軍事的支配下に置いていたフランクフルトを、マインツの大司教にしてライン同盟の筆頭君侯であるアシャッフエンブルク君侯カール＝テオドール＝フォン＝ダルベルク Dalberg に付与した²⁾。

1810年2月19日、フランクフルト、ハーナオ、アシャッフエンブルクおよびフルダの各県から成り、ダルベルクを大公とするフランクフルト大公国が設立された³⁾。フランクフルト大公国では、1811年1月1日をもって、『ナポレオン法典』が施行されるにいたった⁴⁾。

1811年、シュテューデルは、ダルベルクに、シュテューデル美術館設立およびこのシュテューデル美術館を包括受遺者とする遺贈につき、許可を求めた。ダルベルクは、1811年11月21日、許可を与えるデクレを発した⁵⁾。シュテューデルは、1812年に、『ナポレオン法典』の形式にもとづいて、あらたに遺言を作成した⁶⁾。

1813年、ナポレオンの没落に伴い、ダルベルクはレーゲンスブルクに退いた⁷⁾。

連合国によってフランクフルトに設置された総政府は、1814年1月16日、フランクフルト大公国領土における『ナポレオン法典』の廃止を宣言した⁸⁾。シュテューデルは、1812年の遺言を破棄したうえで、1815年、『フランクフルト改訂改革都市法典』および普通法の形式に則り、三度目の遺言を作成した⁹⁾。この遺言を作成した後、シュテューデルは、1816年12月2日逝去した。

以上の経過の中で、1811年11月21日のデクレによる許可が、はたして、シュテューデルの最後の1815年の遺言についても拘束力を持つかが、争われた。

争いの対象となったのは、おもに、以下の3つの問題であった。

第一に、1811年11月21日デクレが、大臣による副署を欠いた¹⁰⁾ことは、かのデクレの拘束力に影響を及ぼすか。

第二に、かのデクレは、『ナポレオン法典』に則り、設立されるべきシュテューデル美術館の包括受遺者¹¹⁾への指定を許可するものであったのに対して、1815年の最後の遺言によれば、普通法に則り、シュテューデルは、設立されるべき美術館を、その相続人¹²⁾に指定した。両者の間には、齟齬があるのか。

第三に、1813年、フランクフルトでは、ダルベルクが身を引き、代わりに、総政府が樹立された。総政府は、1814年1月16日、フランクフルトで施行されていた『ナポレオン法典』を廃止し、ついで、同年1月27日、フランクフルト都市参事会は、廃止後に遵守されるべき諸原則を定めた¹³⁾。これによって、1811年11月21日デクレもまた、その効力を喪失したのか。それとも、国制の変遷にかかわらず、1815年の遺言にあっても、1811年11月21日デクレによる許可は、拘束力を持つのか。

ミュールンブルフ Mühlenbruch によると、1827年、リューベックなる四自由都市上級控訴裁判所の委託を承けて、判決案を作成中であったハレ大学法学部判決団における評議では、多数が、1811年11月21日デクレは1815年におけるシュテューデルによるシュテューデル美術館設立とその相続人指定につき拘束力を持ち、シュテューデル美術館は、1811年11月21日のデクレによって設立許可されたとの意見であった¹⁴⁾。

本件は、最終的には和解で決着を見た。しかし、1811年11月21日デクレの拘束力いかなは、シュテューデル美術館事件における重要論点であった。

以下では、参看できた史料をてがかりに、議論の実相を明らかにしたい。取り上げる史料は、1818年から1830年に及ぶ各裁判所の判断、原告・被告双方の訴訟代理人の主張、双方の訴訟代理人がそれぞれ作成を依頼した各大学法学部の鑑定意見、それに、シュテューデル美術館事件について公表された同

時代の学説である。

なお、この論点については、わたくし自身、かつて2006年に触れる機会があった。しかし、旧稿においては、紙幅の制約もあって十分な叙述ができなかった¹⁵⁾。2013年にはクロエル Kröll の著書が、この論点を取り扱っている¹⁶⁾。しかし、クロエルは、四自由都市上級控訴裁判所史料をまったく取り扱っていない。

先行研究の状況にかんがみれば、小稿はなにほどこかの意義を持ちうると確信する。

小稿を、古稀をお迎えになった長谷川正国先生に謹んで奉呈したい。長谷川先生は、わたくしが福岡大学法学部に職をえた1982年の前年に着任なさっていた。爾来、研究および教育の両面にわたり、未熟な後輩をご指導くださった。とくに1986年5月3日、長谷川先生ご夫妻は、ご留学先のイングランドから、わたくしの留学先であったフランクフルトのマックス＝プランク＝ヨーロッパ法史研究所を訪ねてくださった。ご一緒に市内を散策し、日本食レストランで歓談した。忘れがたい思い出である。あれから30年、先生ご夫妻のますますのご健勝をお祈りしたい。

注)

- 1) 野田龍一「十九世紀初頭ドイツにおける理論と実務—シュテューデル美術館事件をめぐる—」『原島重義先生傘寿 市民法学の歴史的・思想的展開』（信山社 2006年）205-241頁；野田龍一「遺言による財団設立の一論点（1・2完）—シュテューデル美術館事件と『学説彙纂』D. 28. 5. 62. pr. —」『福岡大学法学論叢』第58巻第2号（2013年）285-317頁および第58巻第3号（2013年）463-504頁；野田龍一「遺言による財団設立と *pia causa*—シュテューデル美術館事件とローマ法源—」『福岡大学法学論叢』第58巻第4号（2014年）671-725頁；野田龍一「シュテューデル美術館事件における実務と理論—四自由都市上級控訴裁判所史料をてがかりに—」『福岡大学法学論叢』第59巻第3号（2014年）421-492頁；野田龍一「遺言による財団設立と胎児—シュテューデル美術館事件にお

ける類推—」『福岡大学法学論叢』第60巻第1号(2015年)1-48頁;野田龍一「遺言における小書付条項の解釈—シュテューデル美術館事件をめぐる—」『福岡大学法学論叢』第60巻第4号(2016年)531-568頁;野田龍一「シュテューデル美術館事件における四半分の控除(1・2完)—Nov. 131. c. 12. pr. の解釈をめぐる—」『福岡大学法学論叢』第61巻第1・2合併号(2016年)64-105頁および第61巻第3号(2016年)685-724頁。

2014年にテュービンゲンで開催された第40回ドイツ法制史家大会 deutscher Rechtshistorikertag での報告をベースにして、Ryuichi Noda, Zum Städtelschen Beerbungsfall, in: Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte, Germanistische Abteilung, 2016, S.365-403を発表する機会に恵まれた。

その他に、史料邦訳として、野田龍一「シュテューデル美術館設立史料試訳」『福岡大学法学論叢』第55巻第3・4合併号(2011年)603-645頁を公表した。

- 2) 「フランスの弁務官 Commissair が、帝国都市フランクフルトを、ライン同盟筆頭君侯のために、同君侯とフランス政府との間で締結された条約の力によって占領することについての布告。1806年8月19日」。フランクフルト都市参事会が議決したフランクフルト市民および統治服従民への宛てたこの布告は、こう伝える。1792年来、帝国都市フランクフルトは、フランスに対して再三担金を抛出してきた。フランスは、帝国都市フランクフルトに、自由な国制を繰り返し明確に約束してきた。「にもかかわらず、最近の出来事が、ことなる運命を惹起した」。フランスの弁務官ランベール Lambert は、ナポレオンとライン同盟筆頭君侯ダルベルクとの間で締結された条約により、フランクフルトを占領することを授權された。同布告は、フランクフルト市民および統治服従民に、この処分に従便に従うように警告した。Johann Conradin Beyerbach, Sammlung der Verordnungen der Reichsstadt Frankfurt, Bd.11, Frankfurt am Main 1818, S.3306-3308.
- 3) 1810年2月19日、ナポレオンは、ライン同盟筆頭君侯にしてアシャッフエンブルク侯国君侯ダルベルクに、ダルベルクが、レーゲンスブルク侯国およびライン川右岸におけるライン川船舶航行徴税権益をバイエルンに割譲するのと引換に、フルダ侯国およびハーナオ侯国の大部分を授与した。ナポレオンは、これらの地域およびアシャッフエンブルク侯国を併せて、フランクフルト大公国を設立することを、ダルベルクに命じた。「フランクフルト大公国の国制についての至高の勅許状。1810年8月16日。アシャッフエンブルク」Großherzoglich frankfurtisches Regierungsblatt, Bd.1, Frankfurt am Main 1810, S.10-11.
- 4) アシャッフエンブルク侯国では、1809年9月15日の法令でもって、1810年5月1日に、『ナポレオン法典』を同地で施行することを定めていた。しかし、1810年2月19日に、領土の変更を経て、フランクフルト大公国が成立した。あらたに加わったフルダおよびハーナウへの対応のため、ダルベルクは、1810年

7月25日の法令『『ナポレオン法典』の、フランクフルト大公の諸国家における法律としての効力の始期を1811年1月1日とする諸規定に関する至高の法令』でもって、『ナポレオン法典』のフランクフルト大公国における施行日を、1811年1月1日と定めた。Großherzoglich frankfurtisches Regierungsblatt, Bd.1, S.6-10を参照。

1810年7月25日の同法令によれば、フランクフルト大公国で施行されるべき『ナポレオン法典』とは、Christian Daniel Erhard, Napoleons I bürgerliches Gesetzbuch, Dessau und Leipzig 1808のドイツ語訳であるとされた。A.a.O.,S.7.

ライン同盟諸国家における『ナポレオン法典』の継受については、三宮 希「ライン同盟諸国における『ナポレオン法典』の継受をめぐる議論—雑誌『ライン同盟』を中心に—」『福岡大学大学院論集』第48巻第1号（2016年）65-89頁を参照。

- 5) ダルベルクの許可状デクレの原本は、知られていない。引用は、もっぱら、公刊されている刊本に拠らざるをえなかった。試訳については、本稿第1章を参照。
- 6) シュテューデルが、『ナポレオン法典』に依拠して作成した1812年遺言の原本は伝わっていない。

シュテューデルが1812年に『ナポレオン法典』に依拠して遺言を作成したのは、おそらくは、1810年12月22日のフランクフルト大公国国家参議会議決（1810年12月28日大公認可）のゆえであった、と考えられる。同議決は、『ナポレオン法典』施行前に作成された遺言について、こう規定する。「1811年1月1日前に作成され、かつ、この期日〔1811年1月1日〕以後に公表された、すべての遺言の内容は、なるほど、唯一、『ナポレオン法典』の法規定にもとづいて判断されるべきである。しかし、〔遺言の〕形式に関しては、こうした遺言が有効であるためには、1年の期間が、すなわち、1811年1月1日から1812年同月同日まで許されるべきである。しかし、すでに作成された遺言が、将来執行されるべきであるとすれば、誰であれ、定まった期間内に、すでに作成した遺言を、『ナポレオン法典』で規定された、あたらしい形式にもとづいて変更するように拘束されるべきである」。Großherzoglich frankfurtisches Regierungsblatt, Bd.1, S.261-263, u.a.,S.262.

- 7) ダルベルクの失脚とレーゲンスブルクへの退去につき、Art.Dalberg, Carl Theodor Freiherr von, von Karl Georg Bockenheimer, in : Allgemeine Deutsche Biographie, Bd.4, München und Leipzig 1876, S.703-708, u.a.S.707を参照。その他、August Krämer, Carl Theodor Reichsfreyherr von Dalberg, vormaliger Grossherzog von Frankfurt, Fürst-Primas und Erzbischof, Regensburg 1817, S.11をも参照。
- 8) 1814年1月16日総政府布告：この布告は、前文で、解放戦争勝利の結果、い

まや、外国(フランス)の法典にドイツの諸法律および諸慣習が取って代わるべきことを宣言する。そのうえで、おおむね、以下の6点を定める。①『ナポレオン法典』『フランス刑法典』および民事・刑事の訴訟法は、すべての、このフランスの立法に関し、それらの導入以来公布され、かつそれと関連する諸法令、諸規定および諸デクレと一緒に、1814年1月1日をもって、フランクフルト大公国の諸ラントおよび領域諸部分において失効する。②1814年1月1日より、『ナポレオン法典』施行前に、各ラントで通用していた、固有の、よりふるい諸法、諸法令、諸規定、慣習および手続き諸規範が、復活する。③いかなる法律も遡及効を持ってはならない。ゆえに、フランスの諸法が法律として通用していた期間にすでに取得された諸権利[既得権]、適法に言い渡された諸々の判断や判決ならびにすべての契約、約定、遺言および抵当権は、すべてのその他の公私にわたる行為とともに、フランスの諸法にもとづいて判定され、かつ、それらの拘束に関して判断されるべきである。④1813年1月1日ないし1814年1月1日に係属した訴訟事件は、フランクフルトの訴訟法にもとづいて終局判決にいたるまで審理されるべきである。ただし、フランスの諸形式に関係するもの、すなわち、一件書類の抄本について尋問するための当事者らの事前召喚および検察官の介入は、この限りではない。⑤1811年来、始審裁判所の監督のもとに、警察官庁および地域リーダーに委託されていた民事身分証書の作成は、向後、聖職者に、ふたたび委託される。ただし、従来、すでに固有の教会台帳記録人がいた場合は、この限りではない。1811年1月1日來作成され、その謄本が始審裁判所に送付された民事身分台帳は、民事身分吏が、1814年1月についても、なお始審裁判所に送付する。その原本は市町村の庁舎に保管されるべきである。⑥すべての官吏は、この布告に準拠して処理し、疑義が生じたときは総政府に報告するべきである。Großherzoglich frankfurtisches Regierungsblatt, Bd.3, S.249-251.

- 9) シュテューデルの1815年の遺言原本およびその邦訳については、野田「シュテューデル美術館設立史料試訳」『福岡大学法学論叢』第55巻第3・4合併号605-623頁を参照。
- 10) 副署に関する当該規定は、1810年10月25日「[フランクフルト] 大公国国家参議会の指令」第6条冒頭であろうか。：「第6条。[国家参議会では] 多数決が、一般的な合議の定めにしたがって、決定する。[国家参議院の] 会期外にあっては、余が、立法事項および行政事項においては、国家参議会の鑑定意見を求めたうえで、書面によって決定する。：余の決定は、余によって署名され、かつ、余の大臣によって副署される」。Großherzoglich frankfurtisches Regierungsblatt, Bd.1, S.77.
- 11) 『ナポレオン法典』における包括遺贈の定義：「第1003条。包括遺贈は、遺言者がその死亡時に遺す財産の総体 universalité を一人又は数人の者に与える

- 遺言による処分である」。稲本洋之助訳『法務省官房司法法制調査部編 フランス民法典一家族・相続関係一』（法曹會 1978年）309頁；ちなみに、『同法典』における包括名義遺贈の定義は、こうである。：「第1010条。①包括名義の遺贈は、遺言者が、法律がその者に処分することを許す財産の二分の一、〔若しくは〕三分の一のような割合持分又はそのすべての不動産、又はそのすべての動産、又はそのすべての不動産若しくはそのすべての動産の一定の割合部分を遺贈する遺贈である。②その他の遺贈はすべて、特定名義の処分のみを形成する」。稲本訳『フランス民法典一家族・相続関係一』311頁。
- 12) 相続人指定 *Erbinsetzung* は、ローマ法によれば、「遺言の生命である。（*caput et fundamentum testamenti* 遺言の頭と基礎）。従つてこれのない遺言は無効である」。原田慶吉『ローマ法—改訂—』（有斐閣 1955年）340頁。
- 13) 『ナポレオン法典』廃止後に遵守されるべき諸原則については、1814年1月27日の参事会令 *Rathsverordnung*：「フランスの諸法律の廃止後に遵守されるべき諸原則についての法令」（未見）が規定するところであった、とされる。*Sammlung der Frankfurter Verordnungen aus den Jahren 1806 bis 1816*. Herausgegeben von Johann Heinrich Bender, Frankfurt am Main 1833, S.XXV 参照。
- 14) Christian Friedrich Mühlenbruch, *Rechtliche Beurtheilung des Städelschen Beerbungsfalles*, Halle 1828, S.VII：「... 著者〔ミューレンブルフ〕は、第三の問題（214頁〔1811年11月21日デクレの効力に関する問題〕）に関してのみ、かれの意見に賛成する〔ハレ大学法学部判決団における〕過半数を獲得することに成功しなかった。著者は、もちろん、その時点にあっては、すべての、それに関して根拠となる理由を述べたわけでは、いまだなかった。著者は、これらの理由を、いまや、この書物において説明した。そして、著者は、これらの理由のうちのいくつかについては、反駁不能だと信じる（258頁〔メルラン *Merlin* によれば、1811年11月21日デクレは直近の1812年遺言にのみ関わることができる。；シュテーデルが、1815年遺言を作成したことにより、1812年遺言は破棄され、かつ、1815年遺言は、いまだ設立されていない美術館を相続人に指定する、というローマ法上認められない相続人指定であるから無効。つまるところ、1812年遺言は破棄され、1815年遺言は無効だから、法定相続が始まる〕。しかし、〔ハレ大学判決団にあっては〕ひとは、〔ミューレンブルフが、評議のさいに〕挙げた諸理由は、それらをより詳しく考量するに十分だと考えた。そして、こうして、本来の評決を、しばらく延期することが決議された...」。ミューレンブルフの所説については、後に触れる。
- 15) 野田『原島重義先生傘寿』220-223頁参照。
- 16) Peter Kröll, *Das Städelsche Testament sowie Mühlenbruchs Rechtsverständnis bei der Beurteilung des Beerbungsfalles*, Salzburger Studien zum

Europäischen Privatrecht, Bd.33, Frankfurt am Main 2013, S.190-198 und S.269-277を参照。

第1章 1811年11月21日デクレ

1811年11月21日、時のフランクフルト大公カール＝ダルベルクは、シュテューデルの申請を承けて、つぎのようなデクレを發した¹⁾。

「神の恩寵により、ライン同盟の筆頭君侯、フランクフルト大公、レーゲンスブルクの太司教等であるカール。フランクフルトのヨーハン＝フリードリヒ＝シュテューデルが、余に、つぎのことを知らせた。かれは、こう決意した。絵画、銅板画およびその他の美術品についてのその蒐集を、都市フランクフルトおよび市民団のために、終意によって設立され、シュテューデル美術館なる名称を帯び、固有の、かつ独立している美術館に遺贈をし、この美術館に、その設立、維持および持続的な増大のために、かれの財産の相当な部分を出損し、美術館の管理のために、特別の理事らを任命する。これらの理事は、死亡または罷免によって各人が欠員となった場合には、自由な選抜によって補充し、また毎年、シュテューデルによって定められるべき上級監督に、会計報告書を提出し、そのほかに、しかし、美術館およびこれに属する基金の管理、維持、増大において、特別の、シュテューデルが起草する諸々の指示にもとづいて手続きをするべきとされる。；ところで、シュテューデルは、この手続きを実施するために、『ナポレオン法典』第910条の規定にもとづいて、余の許可デクレを必要とする。；それゆえに、シュテューデルは、余に、かかるデクレの授与を申請した。；そして、いまや、余は、この称賛すべき企てに、その内容全体について、余の許可を、喜んで、もっとも恵み深く授与した。かくして、余は、シュテューデルのために、本デクレを作成せしめ、かつ、このデクレに、余の署名および印璽を添えたのである。アシャッフエン

ブルク 1811年11月21日 (印章) 大公カール)。

このデクレの表題は、「フランクフルトのヨーハン＝フリードリヒ＝シュテーターデルのために、美術館をシュテーターデルの包括受遺者に指定するべく、この美術館を設立することについての許可デクレ」というものであった²⁾。

このデクレが言及する『ナポレオン法典』第910条は、「諸々の施療院、市町村の貧困者らまたは公益諸施設のための生存者間での、または遺言による諸々の処分は、それらが、皇帝のデクレによって許可される場合においてのみ、それらの効力を持つ」³⁾と規定した。シュテーターデルは、この第910条にもとづいて、フランクフルト大公カール＝ダルバルクに、その許可を求めたのであった⁴⁾。

冒頭で指摘した諸論点について、占有訴訟と本権訴訟との2つの段階について、双方当事者それぞれの訴訟代理人の主張、各大学法学部の鑑定意見、それに同時代の諸学説を、以下において考察してゆく。

注)

1) テキストとしたのは、Ansichten über den Rechtsbestand der Städelschen Stiftung, —wie solche in den Entscheidungsgründen zu einem in possessorio ergangenen, von der Landshuter Juristenfacultät abgefaßten Urtheil Hochpreißl. Appellationsgerichts der freyen Stadt Frankfurt vom 16. Dec. 1818 enthalten sind, in Actenstücke und Rechtliche Gutachten in den Sachen der Städelschen Intestat-Erben gegen die Administratoren des Städelschen Kunst- Instituts zu Frankfurt am Main. Testamentsanfechtung betreffend, Frankfurt am Main 1827, S.15-16脚注*) で引用されているものである。

2) Ansichten, S.16脚注*)。

3) フランクフルトで『ナポレオン法典』の正文とされた Erhard, Napoleons I Bürgerliches Gesetzbuch, S.243のドイツ語訳: Die zum Besten der Hospitäler, der Armen einer Gemeinde, oder gemeinnütziger Anstalten unter Lebenden gemachten Verfügungen, oder letztwilligen Verordnungen sind nur insofern von Wirksamkeit, als sie durch ein kaiserliches Decret genehmigt werden.

この規定の成立については、野田龍一「遺言による財団設立と遺言の解釈—

19世紀後半フランス裁判例管見—『福岡大学法学論叢』第52巻第1号(2007年)18-20頁を参照。

- 4) Christian Friederich Elvers, Theoretisch-praktische Erörterungen aus der Lehre von der testamentarischen Erbfähigkeit, insbesondere juristischer Personen, Göttingen 1827, S.235, Anm.99) には、シュテーターデルが、大公ダルベルクに、許可申請をしたさいの手数料について、「ヨーハン＝フリードリヒ＝シュテーターデル氏のために、今 [月?] [1811年11月] の21日に作成された、美術館の設立およびこの美術館をかれの包括受遺者に指定することについての至高の許可デクレの枢密官房手数料は、13グルデン43グロシェンの額である。1811年11月24日。フランクフルト大公の枢密官房」が、引用されている。ただし、出典の明示がない。

第2章 占有訴訟での議論

1. 1818年12月16日フランクフルト控訴裁判所判決

わたくしが、こんにち(2017年1月10日)まで参照することのできたシュテーターデル美術館事件に関する裁判史料のうちで、もっともふるいものは、1818年12月16日のフランクフルト控訴裁判所判決である。周知のように、この判決は、ランズフート大学法学部に由来した¹⁾。

同判決は、遺言によるシュテーターデル美術館設立および設立されるべき美術館の相続人指定を有効とした。そのいくつかの理由の1つとして、1811年11月21日デクレを挙げた。このデクレによる許可は、『ナポレオン法典』の廃止およびフランクフルト大公国の崩壊ともに失効したのではないかと、との批判に対しては、同判決は、こう述べる。かかる主張は、公法の正しい諸原則からすれば、むしろけっして認めることができない。フランクフルト大公の統治は、国際法の諸原則にもとづいて、正式に条約を締結している諸々の当事国によって承認され、かつ、利害関係のある諸勢力によって保障された。当時通用していた諸法律にもとづいて、正式に付与された諸々の優先権、諸特権、ランデスヘルの諸宣告は、国制の転換にもかかわらず有効として見ら

れねばならない。フランクフルト大公によって、フランクフルトなるある手工業者に、その営業のために付与された特権、あるいは、ランダスヘルの承認を要することがらについて当時正式に与えられた認証証書は、大公の統治が廃棄されたからといって、失効したと宣言することはできない。それと同様に、シュテューデルに正式に付与された許可から、その効果を奪い取ることはできない²⁾。シュテューデルに付与された特権としての許可は、国制の転換にもかかわらず、存続する、というのである。ただ、類似例として援用されている手工業者の営業特権と作成されたが破棄された遺言のための許可とを同列に取り扱うことが、はたして可能か。疑問は、依然残る。

シュテューデルへの大公によるデクレの前提となった『ナポレオン法典』それ自体が、のちにフランクフルトでは廃止されたことについては、1818年判決は、こう述べる。『ナポレオン法典』第910条にもとづいてかの許可は与えられたのだが、この『ナポレオン法典』がその後失効したことは、まったく影響を及ぼさない。なぜなら、フランクフルト大公が許可を与えた時点で、『ナポレオン法典』が法律としての効力を有していたかどうかだけが重要なのであって、新法典の施行は、従前通用していた法律にもとづいて形成された法的効力を破壊してはならないからである。これは、たとえば、フランス法にもとづいておこなわれた訴訟を、現在、フランクフルトで覆したくないならば、遵守されるべき原則である³⁾。許可付与の1811年11月21日の時点で現行法典であった『ナポレオン法典』下で有効に許可が与えられた以上、その後同法典が廃止されても、その廃止は遡及しない、というのである。

シュテューデル自身が、1811年11月21日に付与された許可にもとづいて作成した1812年の遺言を、1815年の遺言でもって破棄した点は、どうか。1818年判決は、こう述べる。シュテューデルの遺言それ自体とフランクフルト大公による許可とは、ことなる。シュテューデルが破棄したのは、あくまでも1812年の遺言であって、フランクフルト大公の認証ではない。この認証証書は、シュ

テューデルの遺言とは独立しているものである。シュテューデル自身が、こう考えた。1815年の遺言のためにもまた、1811年のデクレによる許可状で十分である。さもなければ、たしかに、シュテューデルは、存命中に、こうした許可を、フランクフルト参事会に別途申請したことであろう。たとえ、シュテューデルが1815年の遺言で、1812年の遺言およびその前提となった1811年のデクレによる許可をも破棄する意図であったにせよ、すべての法原則によれば、公的証書について私人であるシュテューデルがそれを有効・無効いずれに考えるにせよ、その意向は、公的証書に影響を及ぼしえない⁴⁾。

要するに、第一に、1811年のデクレによる大公の許可は、フランクフルトにおける国制の転換や『ナポレオン法典』の廃止にもかかわらず、1815年の遺言作成の時点で依然拘束力を持ちつづけたこと、第二に、この許可の拘束力は、シュテューデルの意向に左右されうるものではないことが、その骨子であった。

2. 1821年5月7日フランクフルト控訴裁判所判決

1821年5月7日フランクフルト控訴裁判所判決は、イエーナ大学法学部に由来した⁵⁾。この判決もまた、1811年11月21日デクレの1815年遺言における拘束力存続を肯定した。

1821年判決は、第一に、シュテューデルが、相続人に指定したシュテューデル美術館は、シュテューデルによる1815年遺言作成の時点で存在していたと説く。シュテューデルは、その存命中に、いまだ実在しない美術館を、相続人に指定したのではなく、また、美術品の生命なき蒐集を相続人に指定したのでも、シュテューデルがたんに抱いた美術館という観念を相続人に指定したのでもない。シュテューデルは、シュテューデルが、フランクフルトの当時のラントの統治者の許可をえて設立し、したがって、1815年の相続人指定の時点で国家によって許可された美術館としてすでに存在した美術館を、その相続人に指定

したのである⁶⁾。

では、なぜ、1813年に失脚したフランクフルト大公の1811年における許可が、国制が転換した1815年に拘束力を持ち続けるのか。1821年判決は、この点について、つぎのように述べるのであった。フランクフルト大公国の1811年当時の国制は、1815年におけるシュテューデルの遺言作成の時点においては、ふたたび廃止されていたこと、そして、『ナポレオン法典』が、フランクフルトにおいては、失効したことは、異議たりえない。なぜなら、ダルベルクは、フランクフルトそれ自体およびその他のドイツ連邦諸国家によって、フランクフルト大公として承認されたからである。大公ダルベルクは、1811年当時には、国制にしたがった統治者であった。都市フランクフルトおよび市民団のために、美術館を設立する、というシュテューデルの企図について、事前に付与された許可は、明らかに、1つの適法な統治行為として見られるべきである。かかる統治行為は、その国家法上の効果を、統治者にして授与者〔大公ダルベルク〕の辞任でもって失うことはない。統治者が、かような方法でおこなうことは、国家の純粋な行為であって、この国家は、従前の国制の変更や一般の統治者の辞任でもってはやまないし、そして、それゆえに、かの〔統治〕行為やその効果を、なお通用させねばならないのである⁷⁾。ここでは、統治者の交替にもかかわらず、国家は、一貫して存続し、いまはなきフランクフルト大公国において、当時の統治者がおこなった国家としての統治行為は、国制の転換にもかかわらず依然拘束力を持つものであることが説かれた。注意すべきは、『ナポレオン法典』第910条にもとづく許可授与デクレが、一貫して存続しうる国家の統治行為であると解された点である。

3. 1821年11月5日法定相続人訴訟代理人ヤッソイの上告理由

1821年5月7日のフランクフルト控訴裁判所判決を不服として、原告＝控訴人訴訟代理人ヤッソイ Jassoy は、新設間もない四自由都市上級控訴裁判

所に上告した⁸⁾。その上告理由の中で、ヤッソイは、1811年デクレの1815年遺言にとつての拘束力を否定した。ヤッソイによれば、1811年デクレは、「つぎの条件のもとでの、かつ、つぎのケースに関する、場合によっては効力を持つ、特殊な、君侯の許可デクレであった。それは、ヨーハン＝フリードリヒ＝シュテューデルは、筆頭君侯 [カール＝ダルベルク] の支配の間に、そして、とくに、フランクフルト大公国における『ナポレオン法典』の支配の間に、… 遺言を作成したであろうならば、というものである」⁹⁾。

しかし、ヤッソイによれば、そもそも、フランクフルト大公国には、統治の正統性がなかった。「1806年8月19日の市民団への布告で、フランクフルト都市参事会は、… 筆頭君侯の押し付けられた支配を、ひとえに当時のフランスの軍事専制主義が許す限り明確な文言で、無法な侵略と宣告し、そして、この君侯の権力が崩壊し、そして、1813年12月14日および1814年4月21日の総政府の明確な法令によって、旧国制が回復された時点から、すべての公文書において、この君侯のすべての行為をもまた、篡奪したものと宣告した」¹⁰⁾。このように、復活したフランクフルト都市参事会が、フランクフルト大公国におけるダルベルクの統治行為を無効として撤廃した事例は、ヤッソイによれば、ダルベルクが対価と引き換えに認めた、フランクフルトにおけるユダヤ人への市民権の有償での付与を、フランクフルト大公国崩壊後、無効と宣告した、というケースであった¹¹⁾。フランクフルト都市参事会が、一方では、ユダヤ人への市民権の付与については、フランクフルト大公時代の処分を、無効としながら、同じくフランクフルト大公時代に由来するシュテューデルへの許可については、無効とはしないのは、矛盾しているというのである。

さらに、ヤッソイは、シュテューデルが、1811年に、大公ダルベルクに対して求めた許可デクレは、つぎの3つの条件によるものであった、と主張した。第一に、ダルベルクは、シュテューデルが遺言を作成する時点で、フランクフ

ルト大公国における主権者であること、第二に、『ナポレオン法典』が、この国家の民事法規を成すこと、そして、第三に、シュテューデルが、このダルベルクの統治時代および『ナポレオン法典』の存続中に、ダルベルクから受け取った許可を用い、そして、いわゆるシュテューデル美術館が、遺言によって、一定の方式にもとづいて設立されることであった¹²⁾。これら3つの条件のもとでのみ、シュテューデルが、許可を申請し、かつ、ダルベルクが許可を付与したのである。しかし、これら3つの条件のうちのどれも成就することはなかったのである。したがって、1815年、すなわちシュテューデルが遺言を作成した時点においては、かの1811年のデクレは、まったく法的に斟酌されるに値しなかった、というのが、ヤツソイの主張であった。

ヤツソイによれば、1811年デクレによる許可は、1つの特権を付与するものであった。およそ、特権なるものは、ごく限定された特定の時期、対象者、事項についてのみ拘束力を持つ。1811年デクレによる許可も、国制がフランクフルト大公国から自由都市に、また、遺言作成の根拠となる民事法規も、『ナポレオン法典』から普通法に変更された1815年の時点では、もはや、適用されることができないものとなった、というのである¹³⁾。

1815年3月15日、シュテューデルは、あらたに、普通法にもとづいて遺言を作成した。この遺言の冒頭から、明らかになることは、シュテューデルが、あえて、1811年デクレの許可を用いなかったか、あるいは、たとえ、1812年1月18日の遺言では用いたとしても、この1812年の遺言を、正式に破棄したということである。また、シュテューデル美術館の理事らも、1818年1月24日においてはじめて、1811年デクレを証拠として裁判所に提出したのであった。このことも、いかに、遺言者シュテューデルあるいはシュテューデル美術館理事らの脳裏には、もともと1811年デクレが浮かばなかったかを裏付ける¹⁴⁾。

1811年デクレによる許可が、国制が変更になった1815年の遺言においても適用可能だとすれば、一般に、フランクフルト大公統治下に許可を受けた諸

団体すべてが、国制の転換にもかかわらず、当然に許可を受けることができることになろう。しかし、ヤッソイによれば、かかる団体や財団は、むしろ、フランクフルトにおいては、当初から [いつからかは不明] おおいに用心してしか許可されず、そして、この許可は、最高の特権として見られたのである。

要するに、1811年11月21日のデクレによる許可は、1つの特権の付与であり、この特権は、付与者であるフランクフルト大公の統治下で、しかも、この特権の根拠である『ナポレオン法典』の適用を前提としてのみ拘束力を有すると説いた。したがって、フランクフルト大公が失脚し、フランクフルト大公国が崩壊し、かつ、『ナポレオン法典』が廃止された1815年の時点におけるフランクフルトにあっては、拘束力を有しないというのが、ヤッソイの主張であった。

4. 1822年2月21日シュテューデル美術館理事ら訴訟代理人シュリンの答弁書

ヤッソイの上告理由に対して、シュテューデル美術館理事らの訴訟代理人であるシュリン Schulin が、その答弁書で、逐一反撃した¹⁵⁾。

第一に、フランクフルト大公国は、「ヴィーン会議最終議定書」からうかがえるように、国際法上承認された国制である。したがって、このフランクフルト大公国における大公ダゲルベルクのすべての統治行為は、国制の転換にもかかわらず、存続しうる。ヤッソイが援用するユダヤ人への市民権付与問題は、むしろ例外である¹⁶⁾。

第二に、ヤッソイが、1811年デクレの許可を、3つの条件に左右させたことについて、である。

1つには、たとえ、フランクフルト大公国は、1815年の遺言作成の時点では消滅していたにせよ、しかし、フランクフルト大公国の時代は、フランクフルトの歴史からも、また、都市フランクフルトの法からも、これを抹消す

ることができない。フランクフルト大公の政府は適法であり、そして、フランクフルト大公の統治行為は、大公国崩壊後も、なお継続して法的に有効であると見られることができる。フランクフルト大公の統治時代を無政府状態と見て、かつ、この時期に取得された権利は、それが大公国前の諸法律からして存立しうる限りにおいてのみ、法的に有効である、とする説（ツハリアエ Zachariä）¹⁷⁾がある。しかし、この説は用いがたい。フランクフルト大公の政府は、むしろ、国際法の原則にもとづいて正式に条約を締結する当事国が承認しかつ利害関係ある諸勢力によって保障される政府として見られねばならない。かつてのフランクフルト大公の政府と現在の自由都市フランクフルトの政府とは、同一の政府として見られるべきである（ベール Behr）¹⁸⁾。

そうだとすれば、1811年のフランクフルト大公ダルバルクのデクレは、国制が転換した後の1815年のシュテューデルの遺言についても適用でき、シュテューデル美術館設立の許可は、まさに、この1811年のデクレに、根拠づけられることができる。なぜなら、復活した自由都市フランクフルト政府は、1811年デクレを撤回しなかったからである。また、この1811年のデクレは、一定期限内に財団を設立するべきことを定めてはいない。さらに、1811年のデクレが認証したのは、シュテューデルの遺言ではなく、シュテューデル美術館それ自体であった。この設立されるべきシュテューデル美術館は、1812年のシュテューデルの遺言においても、また、1815年のシュテューデルの遺言においても、同じであった¹⁹⁾。

その2は、シュテューデル自身が、1812年1月18日に作成した遺言を、自ら破棄し、1815年3月15日に、欣喜雀躍としてあらたな遺言を作成したことについて、である。シュリンによれば、このことは、シュテューデルが1811年11月21日につとに大公ダルバルクから付与されていた、祖国フランクフルトのために財団を設立する権利を放棄することを意味しない。「従前の遺言は、破棄によってやむが、ひとたび有効である認証証書は、有効であり続ける」²⁰⁾。

たとえ、シュテューデルは、国制の転換を欣快としたにせよ、かれのシュテューデル美術館設立意思は、不変であったのである。シュテューデルは、シュテューデル美術館設立のためには、すでに1811年に獲得していたダルベルクの許可で十分だと考えていた。さもなければ、シュテューデルは、別途、あたらしい許可を申請したことであろう。要するに、シュテューデルは、自らの遺言が法的に存立することを意欲したのである²¹⁾。

その3は、『ナポレオン法典』の廃止について、である。『ナポレオン法典』が、1815年の遺言作成時にはフランクフルトで廃止されていたことは、重要ではない。1811年における許可の時点で、『ナポレオン法典』が、フランクフルトにおいて法律として通用していた、ということのみが重要である。けだし、『ナポレオン法典』が廃止されても、それが通用していた時におこなわれた法的諸行為 Rechts-Akten は毀滅されてはならないからである。この原則を認めないとすれば、かつて『ナポレオン法典』下のフランクフルトでおこなわれた多くのその他の法行為 Rechtshandlungen が、『ナポレオン法典』が廃止された現在においては、毀滅されることができることになろう²²⁾。

その4は、フランクフルトにおける財団設立の要件としての政府による許可について、である。『ナポレオン法典』がフランクフルトで廃止された後にあっては、フランクフルトでは、遺言によって設立される美術館のような慈善施設の有効性および維持を、公権力による認証に左右させ、これに違反すれば、設立を無効とする罰を定める法律はない²³⁾。

シュテューデル美術館理事らが、1811年のフランクフルト大公デクレを法廷に提出したのが遅くなったことについて、シュリンは、もしも、この1811年デクレがもっとはやくに証拠として提出されていたであろうならば、自由都市フランクフルトの都市裁判所および都市参事会は、1816年におこなわれたシュテューデル美術館の許可を不要としたであろうとコメントしている²⁴⁾。

最後に、1811年デクレで、ダルベルクが、内容を理解しないまま盲目的に

許可を与えたのではないかということについて、である。シュリンによれば、シュテール美術館の設立は、明らかに、国家にとっては有益であり、けっして国家にとって不利益をもたらす企てではなく、国家の中に国家を作ることではない。このことは、ダルベルクの知るところであった²⁵⁾。

5. 1822年4月22日上級控訴裁判所報告判事ミュラーの意見書

上告人および被上告人双方の主張を承けて、リューベックなる四自由都市上級控訴裁判所では、判事ミュラー Müller が、論点整理および判決案作成をおこなった。その中で、ミュラーは、1811年デクレの効力について言及した。シュテール美術館が、シュテールの逝去前に設立されていたであろうならば、この美術館は、ダルベルクによって認証された法人としてすでに登場し、かつ存続したであろう。しかし、1815年の遺言から明らかなように、シュテール美術館は、シュテール逝去後はじめて設立されたのである。また、とくに、シュテールは、『ナポレオン法典』第910条の規定にもとづいて作成されるべき遺言の規定にしたがって、ダルベルクの許可を申請し、かつ許可を受け取った。シュテールが、『ナポレオン法典』適用下のフランクフルトにおいて、1812年にその遺言を作成したことにより、シュテールは、かのダルベルクの許可を用いた。しかし、シュテールは、普通法復活後、1815年、ふたたび1812年の遺言を破棄し、普通法の形式にもとづいて遺言することを意欲すると、表示した。シュテールは、1811年のダルベルクのデクレを、ただ『ナポレオン法典』にもとづく遺言形式のためにのみ必要とし、実際にも用いたがゆえに、シュテールは、かの1811年のデクレを、1815年の、まったくことなる形式にもとづいて作成された遺言に関しては、用いることができない、というのである²⁶⁾。

要するに、ミュラーは、1811年のデクレは、『ナポレオン法典』第910条を前提としており、したがって、『ナポレオン法典』が廃止された後で、普通

法にもとづいて作成された1815年の遺言では使えない、と説いた。

ただし、ミュラーの意見書のこの部分は、1822年6月4日の四自由都市上級控訴裁判所の判決理由においては、採用されていない²⁷⁾。

—

以上、われわれは、占有訴訟における議論を考察してきた。ここから、つぎの諸点が、明らかになった。

第一に、1811年のデクレを付与したフランクフルト大公国の国際的評価である。一方では、この大公国は、ナポレオンの威光を笠に着て創設された篡奪国家だと主張する者がいた。これに対して、大公国は、けっして篡奪国家ではなく、国際的に承認された正統性のある国家であると説く者がいた。

第二に、1811年デクレによって、『ナポレオン法典』第910条にもとづき、付与された許可は、『ナポレオン法典』廃止後に、普通法にもとづいて作成された遺言には適用されることができないと説かれた。これに対しては、遺言作成という私的行為と財団設立許可という行政行為とを峻別し、『ナポレオン法典』の廃止は、ただ前者の私的行為にのみ関わり、後者の行政行為には関わらないと説く者がいた。後者の行政行為については、フランクフルト大公国→自由都市フランクフルトという国制の変遷にもかかわらず、およそ、フランクフルト大公国にあっておこなわれた許可は、自由都市フランクフルトが、あえてこれを明示的に廃棄しなかったその限りで、有効に存続するというのである。

第三に、以上のように、1811年デクレの、国制転換後の自由都市フランクフルトでの効力存続は、ベールの言う、国家承継の問題に結びついた。

第四に、反面、占有訴訟においては、1811年デクレが前提とする包括受遺者と1815年の遺言が明示する遺言によって指定された相続人との違いについては、触れられることがなかった。

第五に、以上の議論にあっては、1811年デクレが許可したのは、設立され

るべき美術館への包括遺贈なのか、美術館の設立なのか、あいまいである。

最後に、また、デクレの形式に関する問題、すなわち、1811年デクレには、ダルベルクの署名があるばかりで、大臣の副署が存在しないことの影響いかにについては、占有訴訟ではほとんど触れられることがなかったのである。

注)

- 1) Ansichten...—wie solche in den Entscheidungsgründen zu einem in possessorio ergangenen, von der Landshuter Juristenfacultät abgefaßten Urtheil Hochpreiß. Appellationsgerichts der freyen Stadt Frankfurt vom 16. Dec. 1818 enthalten sind, in: Actenstücke, S.16-17.
- 2) Ansichten von Juristenfacultät Landhut-Appellationsgericht der freyen Stadt Frankfurt vom 16. Dec. 1818, S.16.
- 3) Ansichten von Juristenfacultät Landshut-Appellationsgericht der freyen Stadt Frankfurt vom 16. Dec. 1818, S.16-17.
- 4) Ansichten von Juristenfacultät Landhut-Appellationsgericht der freyen Stadt Frankfurt vom 16. Dec. 1818, S.17.
- 5) Ansichten über den Rechtsbestand der Städel'schen Stiftung,—wie solche in den Entscheidungsgründen zu einem in possessorio ergangenen, von der Jenaer Juristen-Facultät abgefaßten Urtheil Hochpreißl. Appellations-Gerichts der freyern Stadt Frankfurt vom 7. May 1821, enthalten sind, in: Actenstücke, S.19-21.
- 6) Ansichten von Juristenfacultät Jena-Appellationsgericht der freyen Stadt Frankfurt vom 7. May 1821, S.20.
- 7) Ansichten von Juristenfacultät Jena-Appellationsgericht der freyen Stadt Frankfurt vom 7. May 1821, S.20.
- 8) Frankfurter Bestände der Akten des Oberappellationsgerichtes der vier Freien Städte Deutschlands im Institut für Stadtgeschichte, Stadt Frankfurt am Main, Signatur OAGL Z 1438 [2] vom 5. November 1821.
- 9) OAGL Z 1438 [2], fol.43 recto [S.47].
- 10) OAGL Z 1438 [2], fol.43 verso [S.48].

1806年8月19日の市民への布告については、本稿はじめに注2を参照。

1813年12月14日の総政府法令：「都市フランクフルトの将来の国制に関する至高の法令」を指すか。その第1条では、連合軍は、都市フランクフルトがそのかつての領土とともに、大公国から離脱することを許し、そして、都市フラ

ンクフルトが、そのかつての自治都市制度に暫定的に立ち返るというあり方で、固有の都市国制を命じる。また、第2条では、こうして、大公国から離脱するべき都市フランクフルトは、その領土とともに、連合軍との、最高行政区および総政府総督とのその従来の関係に完全にとどまると規定する。Großherzoglich frankfurtisches Regierungsblatt, Bd.3, S.235-236.

1814年4月21日の総政府法令は、見つけることができなかった。

- 11) OAGL Z 1438 [2](#), fol.43 verso-fol.44 recto [S.48-49].

この事件については、別途取り扱いたい。ユダヤ人団体側からドイツ連邦議会に提出された文書：Ueber die Rechtsgleichheit der verschiedenen Confessions-Verwandten, Frankfurt am Main 1817.これに対する自由都市フランクフルト都市参事会側からの反撃文書：Abdruck der Gegen-Erklärung des Senats der freien Stadt Frankfurt am Main an die Hohe deutsche Bundes-Versammlung, Frankfurt am Main 1817.

- 12) OAGL Z 1438 [2](#), fol.44 verso-fol.45 recto [S.50-51].

- 13) OAGL Z 1438 [2](#), fol.45 recto-46 verso [S.51-54].

- 14) シュテューデルの1815年遺言冒頭：「...この間に、わたくしの愛する父なる都市〔フランクフルト〕は、その自治に、そして、フランスの制度と法律とが廃止された後では、かつてそこで適用されていた普通法および〔フランクフルトの〕都市法を享有することに立ち戻った。；その後で、わたくしはつぎのように決意した。上述の、そして、すべての従前の終意処分を破棄し、かつ無効としたうえで、普通法の形式を遵守して、なお享有しているまったく精神力一神に感謝！—があるうちに、わたくしの死後、わたくしの、この世での遺産について、どのように処分されるべきかを、これをもって命じる」。野田「シュテューデル美術館設立史料試訳」『福岡大学法学論叢』第55巻第3・4号605-606頁。

1811年1月24日における被告による証拠としての1811年デクレの提出については、確認できなかった。

- 15) Signatur OAGL Z 1438 [9](#) vom 21. Februar 1822.

- 16) OAGL Z 1438 [9](#), fol.127 recto-127 verso [S.77-78].

1815年6月9日の「ヴィーン会議最終議定書」第45条は、筆頭君侯ダルベルクの処遇についてつぎのように規定した。「筆頭君侯の維持。筆頭君侯の、かつての教会君主としての諸権利および諸特権および維持に関しては、以下のように定める。：1. かれは、1803年に世俗化した諸君主の処遇を規律した神聖ローマ帝国代表者会議主要決議の諸条項ならびにこれらの世俗化した諸君主に関しておこなわれてきた実務に類似した方法で処遇される。2. かれは、このために、1814年1月1日以降、終身年金として、良質の24グルデンないしマルク硬貨で、3か月ごとに支払われる10万フロリンを受け取る。この年金は、フ

ランクフルト大公国の諸地方ないし地域が、その支配下に編入される諸君主によって、かれらの各人が保有する持ち分の割合で按分して支払われる。3. 筆頭君侯によって、かれの固有の金銭から、フルダ公国の一般金庫におこなわれた前貸しは、それらが確定し、かつ証明される限りで、かれもしくはかれの相続人もしくは原因をもつ者たちに返還される。この支払金は、フルダ公国を形成する諸地方・地域を保有する諸君主によって、按分して負担される。4. 筆頭君侯の固有の財産に帰属したことが立証されうる動産およびその他の目的物は、かれに返還される。5. フランフルト大公国の官吏らは、世俗の官吏であれ、教会の官吏であれ、軍人であれ、また外交官であれ、1803年2月25日の神聖ローマ帝国代表者会議主要決議第59条の諸原理にしたがって処遇される。そして、諸々の年金は、既述の〔フランクフルト〕大公国を形成した諸国家を保有するにいたった諸君主によって、1814年6月1日以降、按分して支払われる。6. 遅滞なく、委員会が設立される。既述の君主らが、この委員会の委員らを指名する。それは、この条文に含まれる諸々の処分を実施することに関係するすべてのことがらを規律するためである。7. つぎのことが了解されている。この協定にかんがみて、筆頭君侯の、フランクフルト大公としてのその資格において、この筆頭君侯に対して提起されうるすべての請求は、消滅する。そして、かれは、このたぐいのいかなる訴えによってもその平穩を破られることはできない」。Johann Ludwig Klüber, Schluß-Acte des Wiener Congresses vom 9. Juni 1815, und Bundes-Acte oder Grundvertrag des deutschen Bundes vom 8. Juni 1815, Erlangen 1818, S.63-64.

17)引用されているのは、Karl Salomo Zachariä, eine Abhandlung von der Rechtsbeständigkeit der Regierungshandlungen des Erobers in Beziehung auf das rechtmässige Staatsoberhaupt, welches durch die Gewalt der Waffen wieder zur Ausübung seiner Herrscherrechte gelangt ist, Heidelberg 1816である。

該当箇所は、S. 55以下か。：「〔征服者の統治行為は、その後復帰した適法な国家元首によって遵守されるべきであるという〕原則の意味は、征服者の統治諸行為が、そのまま、かつ無制限に不変であるかのごとき意味ではない。国家元首は、周知のように、かれ自身の従前の統治諸行為またはかれの適法な前任者の統治諸行為を撤回したり、あるいは変更したりすることができる。どうして、国家元首には、征服者の統治諸行為に関しては、同じ権利が帰属するべきではないであろうか！征服の時代は、革命による統治の時代として見られるべきであるがゆえに、国家元首は、なおさら、より大きな力を込めて、かれに帰属する支配者の権利を、これに関しては行使することができ、かつ行使しなければならぬであろう。否、かの原則の意味は、こうであるにすぎない。適法な君侯は、征服者の統治諸行為を、それらの行為が、征服者に由来したからといって撤回し、あるいは変更するべきではなく、そうではなくて、ただ、国

家元首が、征服者の統治諸行為を、そのままではなく、ただ、国家元首自身の統治諸行為についてと同じ制限と緩和とをもってのみ撤回ないし変更すべきことを、国家の福利が要求するその限りにおいてのみ、撤回し、あるいは変更すべきである」。OAGL Z 1438 [9](#), fol.128 verso [S.80].

- 18) 引用されているのは、Wilhelm Joseph Behr, Staatswissenschaftliche Erörterungen der Fragen 1. Inwieferne ist der Regent eines Staats an die Handlungen seines Regierungsvorfahrers gebunden?, Bamberg und Leipzig 1818, S.50である。S. 50: 「ただ、まさにこの〔人民の福利が、最高の法律であれ、という〕尺度にもとづいてのみ、ここで目指される種類の統治行為の、統治における後継者への効力の存続は衡量されるべきであり、そして、統治における後継者の前任者との関係が衡量されるべきである。そのさい人的な関係や特別の承継の名義は、まったく斟酌されない。なぜなら、同一の国家の、つねに同じでありつづける、つねに同じ権利義務のある最高権力が、前任者においても、また後継者においても人格化されたし、かつ人格化されるからである。；したがって、統治の後継者の権利義務もまた、統治の前任者の権利義務と同一でなければならない。なぜなら、統治の後継者は、ただまったく、統治の前任者が、後継者の前に保有したのと同じ権力を行使することを継続すべきだからであり、また、この権力の本来的な本質は、したがって、問題となっている権利義務の源泉の本来的な本質は、これらの権利義務のそのつどの一時的な保有者が誰かということによっては、けっして変更されることがないからである」。OAGL Z 1438 [9](#), fol.129 recto [S.81].
- 19) OAGL Z 1438 [9](#), fol.129 verso [S.82].
- 20) OAGL Z 1438 [9](#), fol.130 recto [S.85].
- 21) OAGL Z 1438 [9](#), fol.130 recto-130 verso, [S.83-84].
- 22) OAGL Z 1438 [9](#), fol.130 verso-131 recto [S.84-85].
- 23) OAGL Z 1438 [9](#), fol.131 recto [S.85].
- 24) OAGL Z 1438 [9](#), fol.131 verso [S.86].
- 25) OAGL Z 1438 [9](#), fol.131 verso-132 recto [S.86-87].
- 26) Correlation in Sachen der Johann Friedrich Städelschen IntestatErben zu Frankfurt, Kl [ägern] jetzt Querulanten w. [ider] die Administratoren der Städelschen Stiftung, Bekl. [agten] jetzt Querulaten wegen TestamentsAnfechtung, OAGL Z 1438, fol.188 recto-188 verso [S.23-24].
- 27) Entscheidungsgründe zum Urtheil vom 4. Juny 1822, OAGL Z 1438 [15](#), fol.195 recto-203 recto [ohne Seitenangabe].

第3章 本権訴訟での議論

1. 1823年2月24日フランクフルト都市裁判所判決

1823年2月24日フランクフルト都市裁判所判決は、1811年デクレの効力について言及した¹⁾。

この判決においてはじめて、デクレの形式への言及があった。なるほど、フランクフルト大公国国家参議会 Staatsrath 指令第6条は、国家参議会の意見を経た大公デクレについては、大臣による副署を要求する。しかし、1811年デクレでは、国家参議会の意見は要件ではない。したがって、1811年デクレが大臣の副署を欠くにせよ、それは、有効である²⁾。

さらに、1811年デクレの内容についても言及した。『ナポレオン法典』第910条は、既存の施設への遺贈の有効性を、君侯による許可に左右させる。これに対して、既存の施設ではなく、シュテューデル美術館のように、これから設立されるべき施設に関しては、『ナポレオン法典』は、規定を設けていない。このようにこれから設立されるべき施設に関しては、君侯による許可は不要である。なぜなら、『ナポレオン法典』第937条³⁾においては、施療院、市町村の貧者ら、または公益施設への贈与については、まずこうした施療院、市町村または公益施設の管理者らが、君侯によって承諾について許可されることが要件として課されるからである。したがって、これから設立されるべき施設については、場合によっては、かかる施設の設立の許可が、あるいは、付与され、あるいは、拒絶されるのである。これらの条文を念頭に置いて、1811年デクレを見れば、つぎの三点がわかる。第一に、シュテューデルは、大公ダグベルクに、遺言によって美術館を設立することの許可を求めた。第二に、シュテューデルは、この設立されるべき美術館に、その遺産の「相当な部分」を遺贈することの許可を求めた。そして、第三に、この遺贈を実施するために君侯の許可を規定する『ナポレオン法典』第910条にもとづいて、う

えの2つの企ては、その内容全体からして許可された。すなわち、1811年デクレは、たんに、設立されるべきシュテューデル美術館が、シュテューデルの遺贈を受け取ることにのみならず、シュテューデル美術館がシュテューデルの遺言によって設立されることについてもまた許可を与えたのである⁴⁾。

かりに、『ナポレオン法典』が、遺言による財団設立について規定していないとすれば、ローマ法が適用されるべきである。けだし、フランクフルト大公国にあっては、『ナポレオン法典』の施行にさいして、『ナポレオン法典』がなんら規定しないすべてのことがらにおいては、従前の法律および慣習が維持された⁵⁾からである。したがって、ここにおいても「従前の法律」としてのローマ法が適用されるべきである。

ローマ法によれば、国家が承認し、特別に許可され、シュテューデルによる遺言作成前にすでに相続能力ある財団としての法人格が、シュテューデル美術館には存在したのである。この許可によって、同時に、シュテューデルの遺言による美術館設立という方式 *modus* もまた許可されたと、判決は、述べる⁶⁾。

では、『ナポレオン法典』下に付与された、このデクレが、なぜ、同法典廃止後にもまた拘束力を持ち続けるのか。この点について、判決は、こう述べる。1811年デクレは、一般的規定のものである。この一般的規定にあっては、たんに、1811年デクレ直後に作成された遺言のみならず、いくつかの遺言が作成されて撤回された後であっても、内容的に要件を満たしていれば、最後の、すなわち、1815年に作成された遺言もまた、1811年デクレの許可の対象となる。そのさい、1815年の遺言が作成された時点にあっては、『ナポレオン法典』は廃止されていたことや、シュテューデル自身が、『ナポレオン法典』の廃止を欣快としたこと、さらには、大公ダルバルクが篡奪者であったことは問題にはならない。けだし、シュテューデルが、1811年デクレによって獲得したのは、私法上は、1つの既得権 *ein erworbenes Recht* であったからである。現在のフランクフルト法 (1814年1月16日総政府令) は、この

既得権を、この既得権の由来にかかわらず承認したのである。したがって、シュテューデル美術館は、1815年におけるシュテューデルによる遺言作成の時点で、法人格として存在した。1815年の遺言は、1811年デクレによって付与された許可となんら齟齬するものではなく、また、シュテューデルが、1815年の遺言の冒頭で『ナポレオン法典』の廃止に言及していることは、遺言の内容に関わることがらではなく、たんに遺言の形式に関わるにすぎないのである⁷⁾。

2. 1825年12月16日フランクフルト控訴裁判所判決

第一審で敗訴した法定相続人らの訴訟代理人ヤッツイは、フランクフルト控訴裁判所に控訴した。フランクフルト控訴裁判所は、ボン大学法学部判決団の判決案にもとづいて、控訴を棄却する判決を言い渡した⁸⁾。

この判決の理由の中で、同控訴裁判所は、大公ダルベルクの1811年デクレの効力について言及した⁹⁾。

第一に、1811年デクレは国務大臣 Minister-Staats-Secretair の副署を欠くがゆえに、かのデクレが無効だと主張するのは、明らかに誤りである。フランクフルト大公国国家参議会指令第6条は、必ずしも、大公ダルベルクのすべての命令が、大臣の副署を要すると述べるわけではないが、たとえ、かの第6条が、すべての大公の命令について、大臣の副署がおこなわれることを要すると述べるにせよ、だからといって、かの第6条は、大臣の副署を欠けば、大公の命令が無効になるとは、けっして述べてはいないのである¹⁰⁾。

第二に、1811年デクレによる許可は、その後フランクフルトで生じた、大公国から共和制への転換によっては、廃棄されない。たしかに、1814年1月16日の総政府令は、フランクフルトにおけるフランス法の廃止を宣言した。しかし、この廃止の対象となったのは、法律、行政規範および制度であった。これにひきかえ、行政権力が、かつておこない、それによって、私法上の権利が付与された法律の適用は、廃止の対象ではなかった¹¹⁾。

第三に、1811年デクレは、禁止法規からの1つの免除ではなく、『ナポレオン法典』第910条および第937条が要求する許可行為を内容とする。したがって、それは、法律の端的な適用であった¹²⁾。

第四に、1811年デクレは、許可を受け取った者のみに、シュテューデルのように遺言をすることを許す、という意味において、シュテューデルに1つの特権を付与したものと見てよい。しかし、だからといって、控訴人の訴訟代理人ヤツソイが主張するように、この許可からは、シュテューデル美術館に遺贈される「財産全体の相当の部分」は、シュテューデルの財産全体の10分の1である、ということにはならない。フランクフルト大公国政府は、こうした考えを抱いたことがなかった。このことは、1811年デクレの表題「美術館の設立およびこの美術館を、かれの包括受遺者に指定することについてのフランクフルトなるヨーハン＝フリードリヒ＝シュテューデルのための許可デクレ」¹³⁾から明らかである¹⁴⁾。

最後に、1811年デクレは、1812年におけるシュテューデルの遺言の別添であったがゆえに、1812年の遺言が、1815年の遺言によって破棄されたことによって、1811年デクレもまた破棄された、との主張がある、しかし、1811年デクレは、大公ダルベルクの統治行為 *Regierungsact* にほかならない。この統治行為が、シュテューデルという私人に、1つの私権を授与したのである。シュテューデルが、自ら、この付与された私権を放棄することを公言したであろうにせよ、政府が、この放棄を承認せず、かつ、この放棄が明らかに第三者を優遇するためにおこなわれたのではない限り、シュテューデルは、この私権を維持するのである。シュテューデルのような私人は、大公ダルベルクに由来する許可状に効力を付与することもできないし、それと同様に、この許可状から効力を奪い取ることもできないのである。シュテューデルが、1つの遺言を作成したか、あるいは、複数の遺言を作成したか、はたまた、シュテューデルが、1815年の遺言で、大公ダルベルクの許可状を必要としたか、はたまた

必要とはしなかったかは、どうでもよいことである。シュテューデルの個人的な見解は、けっして、真の客観的な法律関係を変更できない¹⁵⁾。

以上を要するに、1825年12月16日フランクフルト控訴裁判所判決は、第一に、大臣の副署が欠けていることについては、大臣の副署を求めるかの国家参議会指令が、副署が欠けているからといって、君侯の命令それ自体を無効とするとは述べていないと説いた。第二に、1811年デクレは、シュテューデルの1812年の遺言のたんなる付録ではなく、それ自体独立した統治行為であって、この統治行為は、国制の転換や私人（シュテューデル）の意向に左右されるものではないと説いた。かのデクレによる許可は、ひとたび付与されるや、「真の客観的な法律関係」として、確定的に存続するのである。

3. 1826年3月20日ヤッソイによる上告理由

1826年3月20日、法定相続人の訴訟代理人であるヤッソイは、控訴審判決を不服として、四自由都市上級控訴裁判所に上告した¹⁶⁾。ヤッソイは、その上告理由の中で、1811年デクレの効力について、つぎのように述べた。

第一に、シュテューデル美術館理事らは、かの1811年デクレの原本を、すでに提出した。この原本によると、1811年デクレは、たんに1812年のシュテューデルの遺言の付録 *Beilage* にすぎないことが明らかになった¹⁷⁾。

第二に、1811年デクレによる許可は、無価値である。なぜなら、このデクレは、大臣の副署を欠くからである。大臣の副署がなければ、デクレは無効である。普通法＝ローマ法によれば、最高国家官庁（たとえば君侯）の決定が副署を欠けば、無効である。ヤッソイは、ローマ法文 *Nov. 114, c. 1.*¹⁸⁾ および *C. 1. 23. Auth. Glor.*¹⁹⁾ を援用する。このローマ法は、ドイツに継受された。ヤッソイは、ボォエーマー *Boehmer*²⁰⁾・ルーデヴィヒ *Ludewig*²¹⁾・ブルネマン *Brunnemann*²²⁾ を典拠として挙げる。ヤッソイによれば、フランクフルト大公国国家参議会指令第6条が、大臣の副署があることを要求するので

あれば、逆に、この副署がないときには、当該デクレが無効になるのは、自明の理であった。ヤツソイは、ここでモーサー Moser²³⁾やシュトリク Stryck²⁴⁾の論述を論拠として挙げる。そして、ヤツソイは、フランクフルト大公国の2つの法令を挙げる。その1つは、1810年10月25日の国家参議会指令²⁵⁾であり、いま1つは、1810年8月16日のフランクフルト大公国憲法組織勅許状²⁶⁾であった。

第三に、1811年デクレは、その内容の点でもまた、拘束力を持たない。けだし、1811年デクレは、その表題および本体のいずれにおいても、『ナポレオン法典』第910条に依拠した。しかるに、『ナポレオン法典』は、フランクフルトでは、1814年1月に廃止された。『ナポレオン法典』の廃止によって、同時に、この『ナポレオン法典』に依拠する1811年デクレも失効した。ヤツソイは、ここで1814年1月27日フランクフルト都市参事会令²⁷⁾を引く。シュテューデルは、フランクフルトにおいて『ナポレオン法典』が廃止され、その代わりに、『フランクフルト改訂改革都市法典』および普通法=ローマ法が復活されたからこそ、1812年の遺言を破棄し、1815年にあらたに遺言を作成したのである。シュテューデルは、1811年デクレをも、1812年の遺言と一緒に破棄した。その証拠に、シュテューデルは、1815年の遺言においては、1811年デクレには、まったく言及しないのである。シュテューデル自身が、1811年デクレは1815年に作成した遺言にあっても、シュテューデル美術館に法人格を付与する根拠たりうると考えていたであろうならば、なぜに、シュテューデルは、1815年において、その付録として1811年デクレを添付しなかったのか²⁸⁾。ヤツソイは、加えて、いろいろな法学者の文献を援用したうえで、こう主張した。シュテューデルは、『ナポレオン法典』の存在を「条件」として、シュテューデル美術館についての許可という「特権」を獲得したのであって、したがって、「条件がやめば、特権はやむ」cessante conditione, cessat privilegiumのである²⁹⁾。シュテューデルは、1811年デクレによる許可を獲得しておきながら、

フランクフルト大公統治下にあつては、この許可をまったく用いなかった。また、シュテューデルは、ナポレオンの没落の結果、フランクフルトがふたたびその自由を回復した後で、1812年の遺言を破棄したばかりか、1815年の遺言では、『ナポレオン法典』の廃止を欣快とし、いにしへの『フランクフルト改訂改革都市法典』および普通法=ローマ法にもとづいて、あらたに遺言を作成することを意欲した。ここからも、シュテューデルは、1811年デクレを、1815年の遺言では、もはや用いる気のなかったことが、明らかになる。それは、いわば特権を付与された者による特権の放棄である³⁰⁾。

第四に、かりに百歩譲って、1811年デクレが、1815年の遺言においてもなお拘束力を持続したとすれば、どうなるか。1811年デクレは、シュテューデルが設立するべき美術館には、シュテューデルの遺産の「相当な部分」*ein ansehnlicher Theil*のみを遺贈することを許可した。これは、美術館を、シュテューデルの包括相続人 *Universalerbe* に指定するのはことなる。特権は、これをつねに厳格に解釈しなければならない、という準則からすれば、また、フランクフルトにあつて1811年当時通用していたフランス法が、シュテューデル美術館のような「死手」すなわち法人格への贈与および遺贈を、とくに不動産については、原則として完全に禁止した（1749年8月王令³¹⁾）ことにかんがみれば、また、『ナポレオン法典』第910条が、こうしたフランスの伝統を受け継いで、このたぐいの贈与および遺贈については、個別に事前審査のうえで許可を付与することからすれば、シュテューデルは、随意に、かの美術館に遺贈することが許されたのではなく、せいぜい、その遺産の10分の1を、「相当な部分」として、遺贈することができたと解するべきである³²⁾。1821年9月17日にイエーナ大学法学部判決団は、本件占有訴訟において、訴訟係属中に、シュテューデル美術館を維持するために必要な一定限度の財産を認めた³³⁾が、せいぜい、その程度の財産しか、美術館には帰属するべきではない。ドイツ連邦議会での「永久国家」³⁴⁾の理念からすれば、1811年デクレが認めた

「相当部分」が、国制転換後の1815年遺言においても遵守されるべきであつて、それを逸脱してはならない。1811年デクレの表題にある「包括受遺者」*légataire universel*を重く見て、1811年デクレが、シュテューデル美術館に、シュテューデルの遺産全体を付与することを認めたものと解してはならない。表題それ自体はそもそも考慮されてはならないし、また、表題の表示（包括遺贈）と本体の表示（相当部分の遺贈）とが齟齬するときには、つねに、本体の表示が優先されるべきである³⁵⁾。1811年デクレを作成した博学なる学者先生は、『ナポレオン法典』第1003条の「包括遺贈」（遺産全体の遺贈）と第1010条の「包括名義遺贈」（遺産の一定部分の遺贈）³⁶⁾とを混同し、本体は「包括名義遺贈」なのに、表題には、「包括遺贈」と誤った表示を付けたのである³⁷⁾。

では、シュテューデル美術館には、シュテューデルの遺産全体の「相当部分」しか帰属するべきではないとすれば、それは、いかほどの金額であるか。ヤツソイは、シュテューデルの遺産全体を、1,300,000グルデンと見積もった。そして、その10分の1の130,000グルデンが、包括名義受遺者としてのシュテューデル美術館に帰属するべき「相当な部分」だと主張した³⁸⁾。

4. 1826年6月21日シュリンの答弁書

被上告人となったシュテューデル美術館理事らの訴訟代理人シュリンは、1826年6月21日に、四自由都市上級控訴裁判所に、答弁書を提出した³⁹⁾。

シュリンは、この答弁書の中で、かのヤツソイの主張に逐一反撃した。

第一に、1811年デクレが大臣の副署を欠くことが、ローマ法文 Nov. 114. および C. 1. 23. Auth.Glor.の定めるところに違反するとされた点について、である。ヤツソイが援用するローマ法文は、いずれも、大臣の副署を要求するのではなく、皇帝自身が署名することを要しない勅令について、財務官 *quaestor* による署名が必要であると定める法文である⁴⁰⁾。しかも、Nov. 114

は、この財務官による署名がなかったからといって、当該勅令を無効とするのではなく、この欠落は追完されるべきこと、そして、署名を怠った者は処罰されるべきことを述べるにすぎない⁴¹⁾。かりに、Nov. 114が、大臣の副署を要求するにせよ、公法 *ius publicum* に関するローマ法の諸規定は、ドイツにあっては、実務上の効力を欠く⁴²⁾。したがって、Nov. 114も、ドイツでは実務上適用できない⁴³⁾。ヤツソイは、大臣の副署を要求する文献として、ボォエマーを援用する。しかし、ボォエマーは、当該官吏の署名が欠如していることから生じる偽造の疑いは、反対証明によって除去されることのできる、と述べる⁴⁴⁾。ボォエマーは、文書の不可欠の形式要件を問題にしているのではなく、文書の真正さの立証を問題にしている。1811年デクレにある大公ダルベルクの署名が真正であることは、明らかである。同じくボォエマーが援用するルーデヴィヒは、君主が、旅行中であるか、あるいは、別荘に滞在しているときは、大臣の副署を欠くことを認める⁴⁵⁾。1811年デクレは、アシャフェンブルクで作成された。アシャフェンブルクは、周知のように、大公ダルベルクの別荘の地であった。しかるに、都市フランクフルトが、フランクフルト大公国の首都であった⁴⁶⁾。アシャフェンブルクに大臣が居合わせないときには、大公ダルベルクのデクレが、大臣の副署を欠くのは、当然である。ヤツソイは、シュトリクを援用する。しかし、シュトリクは、ただ、神聖ローマ帝国の宮廷、ザクセンの宮廷およびブランデンブルクの宮廷においてのみ、副署がしきたりであるとコメントしているのである⁴⁷⁾。ヤツソイが援用するブルネマンは、たんに、副署は、文書作成者本人が知っていることおよび意図したことを超えて拡大されることはない、と述べる⁴⁸⁾。ヤツソイは、モーサーを援用する。しかし、モーサーは、副署が、ドイツのそこそこでおこなわれるにすぎず、まったく非本質的な形式であると述べるのである。たとえば、マインツ選帝侯領にあっては、帝国君侯宛ての書状に関しては、モーサーは、副署をまったく見出さない、と述べる⁴⁹⁾。

大公ダルベルクは、最後のマインツ選帝侯であった。1810年以前に大公ダルベルクが出した諸命令もまた、副署を欠いている⁵⁰⁾。大公ダルベルクが、本当に、大臣の副署を要求することを意欲したであろうならば、大臣らが各地に移動していたかの激動の時代にあつて、大公ダルベルクは、いつも、大臣の居場所をつきとめ、副署を求めねばならなかったことにならう。これは、実態にあわない。ヤツソイが、大臣の副署を要求するものとして援用する1810年10月25日のフランクフルト大公国国家参議会指令第6条は、國務大臣の副署を国家参議会の意見にもとづいて出される決定についてのみ要求するのであつて、それ以外の事項については触れない⁵¹⁾。

第二に、1811年デクレが、シュテューデルの申し立てを承けて、『ナポレオン法典』第910条に言及したのは、1つの失策である。なぜなら、第910条は、すでに設立されている既存の敬虔目的施設 *piae causae* について述べ、そして、けつして、こうした諸施設の設立について述べるものではないからである。シュテューデルがこのように第910条を援用するという失策をおこなったことは、『ナポレオン法典』が、1811年にはじめてフランクフルトで施行されたこと、そして、この施行初年にあつては、いまだ『ナポレオン法典』にはなじみがなかったことから説明がつく。1811年デクレは、シュテューデルに、つぎの2つのことをおこなったと解されるべきである。1つには、シュテューデル美術館の設立を許可することである。いま1つには、『ナポレオン法典』第910条に由来する過度の不安から生じる疑念を取り除いてやることである。このうち、後者については、1814年に『ナポレオン法典』が廃止されたので、決着がついた。前者については、大公ダルベルクによるシュテューデル美術館設立許可は、その効力を、大公ダルベルクのすべての後継者について有する。そして、自由都市フランクフルトこそは、大公ダルベルクの後継者であつた。1814年1月27日のフランクフルト都市参事会令は、大公ダルベルクに由来する一般的諸法令 *generelle Verordnungen* のみを廃止したのであつて、しか

るに、この都市参事会令に繋がる1814年1月16日の総政府令は、大公ダルベルクの統治下でおこなわれた契約、約定、遺言、抵当権などが、効力を持ち続けることを定めた。「デクレ」なる用語は、フランス語から説明されるべきである。フランス語で、「デクレ」décret とは、ドイツ語の「命令」Verordnung とまったく同義である。1812年の遺言と1815年の遺言とは、形式こそ違っているものの、法律的には同一である。1811年デクレが、1812年の遺言の有効なることを根拠づけるものであるとすれば、1812年の遺言と法律的には同一である1815年の遺言も、かの1811年デクレによって有効とされることができるのである⁵²⁾。シュテューデルが、1815年の遺言で、1811年デクレをまったく用いなかったことや1815年の遺言を、『フランクフルト改訂改革都市法典』にもとづいて作成したことは、重要ではない。けだし、根拠法の変更は、遺言の形式に関わるにすぎないからである。1815年の遺言に、1811年デクレが、付録として添付されることも、不要であった。シュテューデルは、なるほど、1815年の遺言で、復活したフランクフルト法および普通法にもとづいて遺言できることを欣快とした。しかし、これは、1811年デクレの効力をも否定するのではなく、シュテューデルは、かつての帝国都市フランクフルトの国制の復活によって保障される、シュテューデル美術館の存在と繁栄とを喜んだにすぎないのである。既述のように、シュテューデルが、大公ダルベルクに許可を求めるさいに、『ナポレオン法典』第910条を根拠としたことは、失策であった。しかし、大公ダルベルクは、シュテューデル美術館を、一般的に許可し、そのさい、『ナポレオン法典』を考慮しなかった。シュテューデルが、大公ダルベルクの統治期間中には、かの許可を用いることがなかった、ということもどうでもよいことである。シュテューデルは、1812年、まさに大公ダルベルクの統治下に、かの許可を用いたのだ。大公ダルベルクが付与した諸々の特権は、自由都市フランクフルトにあって、すべて再度承認された、ということは、本当ではない。一体、だれがかような無用なことをおこなうであ

ろうか⁵³⁾。

第三に、1811年デクレが、シュテューデルの財産の「相当な部分」の、設立されるべきシュテューデル美術館への遺贈を認めたからといって、ヤツソイの主張するように、シュテューデルの財産の10分の1のみが、シュテューデル美術館に帰属することにはならない。ヤツソイの主張が認められるためには、第一に、大公ダルベルクが、シュテューデルの財産の総額を知っていたことを立証せねばならない。しかし、ヤツソイは、この立証をおこなっていない。第二に、ヤツソイは、シュテューデル美術館に帰属すべき遺贈分については、1821年9月17日のイエーナ大学法学部判決団の認めた処分額が適当だと主張するが、そうだとすればいかに悲惨なことになるか言うまでもない⁵⁴⁾。

第四に、かりに、大公ダルベルクが、シュテューデルの事情を知悉していたであろうならば、大公は、シュテューデルの法定相続人らが、外国人（フランス人）であることも知っていたであろう。かかる外国人の法定相続人は、シュテューデルが活着している間には、なんらシュテューデルのために貢献するところがなかった。こうした外国人を、どうして優遇すべきであろうか。シュテューデルの財産の大半が法定相続人に帰属することを、シュテューデルの企図を称賛する大公ダルベルクが、どうして、許したであろうか。ヤツソイが援用するフランスの1749年王令は、聖職者の諸団体による莫大な財産蓄積が国家全体をむさぼり食い尽くすおそれがあった時代に由来する。しかし、かの1749年王令は、その第3条で、真に敬虔で、かつ公益的な諸財団には、制限を加えず、それどころかこれを優遇し、高等法院の登録を要する王令である公開状 *lettres-patentes* の取得を不要であると規定した⁵⁵⁾。1749年王令は、まさに、ヤツソイの主張とは裏腹に、シュテューデル美術館のような公益的施設の設定を優遇する、むしろ、シュテューデル美術館理事らにとって有利な証拠となるべきものなのである⁵⁶⁾。

第五に、1811年デクレが、シュテューデルの財産の「相当な部分」のシュテュー

デル美術館への遺贈を許可したことについて、シュリンは、こう主張した。「相当な部分」とは、1815年の遺言の冒頭⁵⁷⁾から明らかのように、シュテューデル死亡時に残されるべき財産のうち、シュテューデルが別途定める諸々の特定遺贈を控除した分である。ヤッツイは、1811年デクレが⁵⁸⁾、その本体にあっては、包括名義の遺贈に言及するが、しかし、その表題にあっては、包括遺贈に言及し、そのさい、本体＝包括名義の遺贈が優先されるべきであると主張した。これに対して、シュリンは、ヤッツイの主張を、「まことに空想的な」wirklich abentheurlichであると評した。1811年デクレは、その本体にあっては、一語たりとも、包括名義の遺贈については言及しないのである。そうだとすれば、1811年デクレは、その表題にあるように、シュテューデルに、設立されるべきシュテューデル美術館を、包括受遺者に指定することを許可したものと考えねばならない⁵⁸⁾。

最後に、ヤッツイが言及した「永久国家」論について、である。ドイツ連邦議会では、「永久国家」論にもとづいて、ドイツ連邦構成諸国における従前の君主のすべての行為が、その後継者らによって法的に承認された。ヴィーン会議で、ダルベルクについて、かれがフランクフルト大公としておこなったことに対しては、いかなる請求もおこなわれぬ、と定められたのは、ダルベルク個人を免責するのであって、それにつづいて、都市フランクフルトは、フランクフルト大公が負担したすべての債務を履行する義務を課されることが、明示された⁵⁹⁾。

—

以上、シュテューデル美術館事件をめぐる幾多の論点のうち、1811年デクレの1815年の遺言の解釈における効力について、本権訴訟での議論を考察してきた。この論点の背景には、君主の発する命令における大臣の副署の要不要とその意味、『ナポレオン法典』第910条の適用範囲と「許可」の意味、1811年デクレを発したフランクフルト大公国崩壊後におけるそのデクレの拘束力

いかんという問題、1811年デクレの本体における「包括名義遺贈」と表題における「包括遺贈」との異同、そして、1812年の遺言における遺贈と1815年の遺言における相続人指定との異同をめぐる論争があった。では、双方の訴訟代理人が取り寄せた各大学の鑑定意見や同時代の諸学説は、どうであったか。章を改めて、さらに究明し、もって、考察を精緻化したい。

注)

- 1) Erkenntniß Hochlöbl. Stadtgerichts vom 24. Februar 1823, in: Actenstücke und Rechtliche Gutachten, S.26-27.
- 2) Erkenntniß Stadtgerichts, S.26.
- 3) 『ナポレオン法典』第937条：「施療院、市町村の貧困者又は公益〔認定を受けた〕施設のために行う贈与は、これらの市町村又は施設の管理者 administrateur が、適法に許可された後に、承諾する」。稲本訳『フランス民法典一家族・相続関係一』291頁。
Erhard, Napoleons I bürgerliches Gesetzbuch, S.251, 937. Schenkungen, die zum Vortheile der Krankenhäuser, der Armen einer Gemeinde, oder gemeinnütziger Anstalten geschehen, sollen von den Verwaltern dieser Gemeinde oder Anstalten angenommen werden, wenn diese vorher dazu gehörig beauftragt worden sind. (Art.910).
- 4) Erkenntniß Stadtgerichts, S.26.
- 5) 1810年7月25日の「『ナポレオン法典』のフランクフルト大公の諸国家における法律としての効力を、1811年1月1日をもって、その始期とするべき諸規定に関する至高の法令」は、「…『ナポレオン法典』が、その包摂するすべての素材および対象について遵守されるべきであるが、しかし、すべてのその他の、余のラントにおいておこなわれている、バリの〔ライン〕同盟規約で一部承認された諸々の法制度にかんしては、『ナポレオン法典』がそれについて規定していないときには、たとえば、レーエン、家族世襲財産、先買権、家産的権限および保護権などに関しては、従来の諸々の法律および慣習が、さしあたり、かつ将来法律によって定められるまでは、今後維持されるべきである」と規定した。Großherzoglich frankfurtisches Regierungsblatt, S.8.
- 6) Erkenntniß Stadtgerichts, S.26-27.
- 7) Erkenntniß Stadtgerichts, S.27.
- 8) Urtheil des Hochpreisl. Appellations-Gerichts der freyen Stadt Frankfurt, von

- der Bonner Juristen-Facultät verfaßt, de 16. Dec. 1825, in: Actenstücke, S.30-31.
- 9) Entscheidungsgründe benannter Juristenfacultät zu vorstehenden Urtheile. d.d.Bonn den 7. Dec. 1825.
- 10) Entscheidungsgründe, in: Actenstücke, S.49-50.
- 11) Entscheidungsgründe, in: Actenstücke, S.49-50.
- 12) Entscheidungsgründe, in: Actenstücke, S.50.
- 13) 本稿第1章注2参照。
- 14) Entscheidungsgründe, in: Actenstücke, S.50.
- 15) Entscheidungsgründe, in: Actenstücke, S.50-51.
- 16) OAGL Z 1443 [8](#)].
- 17) OAGL Z 1443 [8](#)], fol.70 verso-71 recto [S.36-37].
- 18) Nov. 114. c. 1. 「すなわち、余は、この法律によって、こう定める。いかなる神聖な [皇帝] 命令も、それが貴顕の士である財務官の補助吏によって、あるいは、その他の誰であれ、なんらかの官職もしくは位階もしくは職務をもつ人物によって、誰であれある裁判官のために作成されたものであるときには、その命令に、貴顕なる士である財務官の添え書き *annotatio* が付けられていないならば、いかなる裁判官によっても受け取られることはない。この添え書きには、[その命令が] いかなる人々の間で、そして、いかなる裁判官に宛てて、あるいは、いかなる人物を通じて向けられるのかが含まれる。：向後は、すべてのあいまいさが除去され、いかなる弁解の機会も残されないようにするために、すべての裁判官および行政官は、つぎのことを知る。もしも、かれら裁判官および行政官が、なんであれある訴訟において、神聖な [皇帝の] 命令を受け取るが、この命令に、もっとも貴顕なる士である財務官の添え書きが付加されていないならば、金20リブラの罰金によって処罰され、そして、かれらの補助吏もまた、類似の罰で処罰される。：もっとも高貴にして、もっとも親愛なる父テオドトゥスよ。余は、これらの裁判官および行政官に、こう命じる。もしも、かかる命令が、かれらのところに到来するであろうならば、かれらは、ただちに、上述の貴顕の士である財務官に報告するか、または、この命令をもたらした、かの者を連れて [財務官のところに] 赴く。：それは、余の諸法が、偽造者らに対して定める罰が、この者に対してはたらくようにするためである。...」。
- これは、ユースティーニアヌスが、近衛都督テオドトゥスに宛てた541年の勅法。テキストは、Gebauer-Spangenberg 版, Tom.2, Gottingae 1797, p.443 に拠り、併せて、Schoell-Kroll 版 Bublin/Zürich 1972, p.533を参照した。
- 19) C. 1. 23. Auth.Gloriosissimi: 「もっとも光輝ある財務官の署名 *subscriptio* もまた必要である。：この署名には、皇帝の命令が、誰たちの間で、いかなる裁判官に宛てて、そして、いかなる者を通じて向けられるかもまた、含まれる。：

財務官の署名がないならば、[皇帝の命令は] いかなる裁判官によっても受け取られるべきではない。：そして、違反する者は、金20リブラの罰を受ける。そして、この者の補助吏もまた、類似の罰によって処罰される」。テキストは、Gebauer-Spangenberg 版, Tom. 2, p.100に拠った。

- 20) Iustus Hennigius Boehmerus, *Ius ecclesiasticum protestantium*, Tom.1, Halae 1714, lib.1, tit.3, §.20, p.196 : 「さらに、嫌疑のおおきな原因が、そこから生まれるのは、これらのことがらの配慮が付託されている、かの大臣によって、署名がおこなわれていない場合である。かつては、皇帝の勅答は、財務官ないし官房長官によって署名された。Nov. 114. c. 8 [sic]. この署名がなければ、[皇帝の勅答は] 有効ではなかった。このことは、こんにちなお、[神聖ローマ帝国の] 皇帝の宮廷では通用している。プロテスタントの君主らの諸々の宮廷では、多くの場合、諸々のことがらが、大臣たちの間で配分され、かかることがらが、その者の処理にゆだねられている、かの大臣によってのみ、[君主の] 勅答は、署名されるべきである。しかしながら、こうした嫌疑は、反対証明によって取り除かれることができる」。
- 21) Ioannes Petrus de Ludewig, *Dissertatio inauguralis de nexu scripturae et subscriptoris*, Von Schrifften und Unterschriften, Halae Venedorum 1737, §.15, p.67 : 「もしも、署名する大臣の名が欠如したであろうならば、君主のみが、署名者として義務づけられるのか、を、法律家は、... 問い、そして、つぎの理由から否定する。なぜなら、君主は、諸々の業務の多さによって忙殺されて、容易に、そのように欺かれることができるからである。ここにおいてか、[君主は] つねに署名する職務をもつパートナー (副署する大臣) を持つ、ということが、慣習および諸々の法においてあった。そして、それゆえに、最後の[大臣の] 署名が欠けている場合には、最初の [君主の] 署名は、偽造され、欺かれ、空虚であり、効力をまったく欠くものと考えられるべきである。... 君主が、文書のある種類を、署名については、自らに留保していたか、あるいは、旅行中であるか、もしくは、別荘に滞在し、副署をする長官がいない場合には、ことなつたことが述べられるべきである」。
- 22) Johannes Brunnemannus, *Commentarius in Codicem Justinianum*, Tom.1, Coloniae Allobrogum 1754, ad C.1.23. Auth. Gloriosissimi, p.61 : 「このアウトエンティクムは、たんに、財務官すなわち官房長官の署名のみを要求する。しかし、皇帝の署名が必要であるということは、否定されない。... とところで、こんにち、官房長官である者は、かつては、財務官と呼称された。しかし、こう主張されるべきである。これらすべてのことが、こんにち、法廷において要求されるわけではない。そうではなくて、君主の署名で十分である。ただし、わたくしは、ポメラニア公らが、たんに署名したばかりか、立ち会つた顧問官らについての言及を、その勅答においておこなつたのを見た」。

Brunnemmanus in Codicem, Tom. 1, ad C. 4. 22, n. 5, p. 325 : 「一方の者の詐害によって、何かがおこなわれるのは、つぎの場合である。わたくしは、他人の建物を賃借し、そして、自分は、賃貸〔借〕の証書に署名すると考え、そして、売買の証書に署名した。相手方が、この売買の証書を、狡猾さによってすり替え、そして、わたくしは、不注意にも読まなかった。…そこから、かれらは、こう引き出す。署名は、約定する者たちの知および意図を超えて拡大されることはない。もっとも、そのほかの場合には、署名する者たちは、書面全体を是認する、と評価される」。

- 23) Friedrich Carl von Moser, Abhandlung von der Contra-Signatur nach dem neuern Gebrauch der Höfe und Canzleyen, in: Kleine Schriften. Zur Erläuterung des Staats- und Völker-Rechts, wie auch des Hof-und Canzley-Ceremoniels, Band 5, Franckfurt am Mayn 1755, S.11 : 「つぎのことが、知られており、そして、多様な事例によって証明されている。いかに、以下のことが、可能であるか。君主らは、かれらの知らないことごとくについて署名することに誘導され、あるいは、かれらの真意に反して欺罔され、あまつさえ、かれらの署名が模倣され、そして、そのほかに、さまざまな隠蔽が生じうる。それゆえに、前節で述べた理由〔第4節：副署は、こんにちなおおいに重要かつ有益である。第一に、統治者は、かれに署名のために差し出された文書が完全で正しいことについて保証される。けだし、そのさいには、責任の危険は、つねに、副署した者たちにかかるからである。同時に、統治者にとっては、さもなくば、署名すべきことごとくを通読するために費やさねばならない時間の大部分が節約される〕から、官吏の共同署名が、文書をはじめ完全に信用のあるものにするのである。たとえば、このことにもとづいて、とくに、和平およびその他の会議のための代理人において、おおいに正確におこなわれるごとくである。…」。
- 24) Ioannes Samuel Strykius, Disputatio juridica de confirmatione principis, Halae 1705, cap.1. §.9, p.10 : 「…まことに、われわれの法においては、たんに皇帝の署名が必要である C. 1. 23. 6. ばかりか、財務官らもまた署名せねばならない。Nov. 114. c. 1. C. 1. 23. Auth. Gloriosissimi. 皇帝は、この慣習を、こんにちもまた遵守する。けだし、すべての認許においては、皇帝自身の名が、皇帝の官房副長官の名が、そして、皇帝秘書官の名が記載されるからである。それは、このことによって、虚偽の詐害に、より容易に対処するためである。ザクセン選帝侯の宮廷が、このことを遵守し、そして、こんにちでは、もっとも賢慮ある選帝侯フリードリヒ3世が統治を幸いにも受け取った後では、ブランデンブルクの宮廷もまた〔遵守する〕」。
- 25) これについては、本稿はじめに注10を参照。
- 26) Höchstes Organisations-Patent der Verfassung des Großherzogthums Frankfurt, §.44, in: Großherzoglich frankfurtisches Regierungsblatt, Bd.1, S.22 : 「第44

条。余の国家官房大臣の一身に、外務、文化保護、軍事、俸給および扶養事項およびすべての大公の決定の作成が統合される」。(下線は引用者による)。

- 27) これについては、本稿はじめに注13を参照。
 28) OAGL Z 1443, [8], fol.74 recto [S.43].
 29) OAGL Z 1443, [8], fol.75 recto [S.45].
 30) OAGL Z 1443, [8], fol.75 verso-76 recto [S.46-47].
 31) OAGL Z 1443, [8], fol.77 verso [S.50]では、1749年が1794年と誤記されている。

Édit août 1749, in: Isambert, Recueil général des anciennes lois Françaises, Tom.22, Paris 1838, p.227-228: 「第1条。余の先代の国王らの諸々の王令によって規定された諸々の禁止が必要である限りで、余は、つぎのことを意欲する。司教座聖堂参事会、コレージュ、神学校、修道院もしくは修道会のいかなる新規の設立も、施療院、修道会、兄弟会(信心会)、救貧院、又は、その他の団体や共同体の口実のもとで、それらが、教会のであれ、世俗のであれ、または聖職者のであれ、あるいは、俗人のであれ、それらがいかなる性質のものであるにせよ、同様に、小教会堂のいかなるあらたな建立または慈善のその他の名義も、余の王国の領域全体、余の統治に属する諸々の地方においては、余の高等法院または高等評定院に、それぞれの管轄区域で、登録された公開状によってもたらされる余の許可にしたがって、以下に規定される形式においてでなければ、おこなわれることができない」。「第2条。余は、将来において、終意によって、前条で述べた諸々の施設の性質を持つあたらしい施設を設立するために、または、上述の施設を築造することを委託された人々の利益のために、処分をすることを禁じる。: [違反すれば、終意処分は] まったく無効である。: 以上のことは、余の公開状を獲得するという条件でおこなわれる処分についても遵守されるべきである」。

この王令については、粗雑ながら、野田龍一「遺言による財団設立と遺言の解釈—19世紀後半フランス裁判例管見—」『福岡大学法学論叢』第52巻第1号18-19頁を参照。

- 32) OAGL Z 1443, [8], fol.78 recto [S.51].
 33) これについては、野田「シュテューデル美術館事件における実務と理論」『福岡大学法学論叢』第59巻第3号437-438頁参照。
 34) 「永久国家」der ewige Staat については、たとえば、Protokolle der Deutschen Bundesversammlung, Bd.15, Frankfurt am Main 1823, S.234参照: 「永久国家 der ewige Staat は、統治者すべてを通じて語る。それゆえに、統治する主体である自然人または法人のたんなる転換は、国家の諸々の義務には、それを失効させる影響を持つことができない!」。

Johann Ludwig Klüber, Öffentliches Recht des teutschen Bundes und der Bundesstaaten, 2. Aufl., Frankfurt a.M. 1822, S.403をも参照。

- 35) OAGL Z 1443, 8, fol.78 verso-79 recto [S.52-53].
- 36) 『ナポレオン法典』第1003条および第1010条については、本稿はじめに注11参照。
- 37) OAGL Z 1443, 8, fol.79 recto [S.53].
- 38) OAGL Z 1443, 8, fol.79 verso-80 recto [S.54-55].
- 39) OAGL Z 1443, 14.
- 40) 根拠は、Nov. 114に付された「皇帝の諸々の命令について」である。：「皇帝の命令はすべて、財務官の署名を持つ。：そして、[皇帝の命令が] いかなることからについて布告されるのか、そして、いかなる裁判官を与えるのかを、財務官はあきらかにする者である。(皇帝の勅答は、皇帝の手によって、すべて署名されるべきであると命じられることは、矛盾しない。なぜなら、この勅法 [Nov. 114] は、『勅法彙纂』において述べられていることを取り除いたり、また、廃棄したりするのではなく、ここで定められることを付加するからである。すなわち、それらは、皇帝によって署名されることを要しないものである)。Gebauer-Spangenberg 版, tom2, p. 443.
- 41) たとえば、Klüber, Oeffentliches Recht des teutschen Bundes, S.89：「ローマの国家法は、ドイツにおいては、かつて継受されたことがなかった。ドイツ連邦設立以降は、まったく継受されてはいない。それゆえに、ローマの国家法は、ローマの私法が、しばしば補充的になお継受されるのはことになって、ここ [国家法] では、法源として用いられないことができない」。
- 42) OAGL Z 1443, 14, fol.128 recto [S.53].
- 43) OAGL Z 1443, 14, fol.128 recto [S.53].
- 44) ボォエマーの叙述については、本稿第3章注19参照。
- 45) ルーデヴィヒの叙述については、本稿第3章注20参照。
- 46) フランクフルトが、フランクフルト大公国の首都であることについては、1810年10月25日の「大公国国家参議会指令」第4条：「大公国の首都としての都市フランクフルトが、国家参議会の常設地である」を参照。Großherzoglich frankfurtisches Regierungsblatt, Bd.1, Frankfurt am Main 1810, S.77. (下線は、引用者による)。
- 47) シュトリクの叙述については、本稿第3章注23参照。
- 48) ブルンネマンの C. 4, 22注釈 n. 5. (本稿第3章注21) 参照。
- 49) Moser, Kleine Schriften, Bd.5, S.93：「わたくし [モーサー] は、マインツ選帝侯の帝国君侯への書状のうちでは、副署をそなえた書状をまったく見出さなかった。同様に、その他の国家文書もまた、それらが、マインツ選帝侯によってひとたび署名された場合には、特段副署されることはない。たとえば、このことは、1741年の選挙使節への委任について見られたごとくである」。
- 50) シュリンは、その証拠として、Großherzoglich frankfurtisches Regierungsblatt,

Bd.1, S.237-239を援用する。しかし、そこにある1808年8月20日の命令には、L. Graf v. Beust の副署がある。aa.O.,S. 239.

- 51) 本稿はじめに注10を参照。OAGL Z 1443, [14](#), fol.130 verso [S.58].
- 52) OAGL Z 1443, [14](#), fol.131 recto-132 recto [S.59-61].
- 53) OAGL Z 1443, [14](#), fol.132 verso-133 verso [S.62-64].
- 54) OAGL Z 1443, [14](#), fol.135 verso-137 verso [S.68-72].
- 55) 1749年王令は、本稿第3章注30で引用した第1-2条につづいて、こう規定している。「第3条。余は、さきの2つの条文においては、つぎの個別の財産拋出を含めることを意欲しない。それらは、いかなるあたらしい団体、コレージュまたは修道会の設立をも、あるいは、慈善のあたらしい名義の設立をも目指さず、そして、それらは、目的としては、ただ、ミサまたは年忌ミサの執り行いを、生徒らの、もしくは教会ないし世俗の貧困者らの扶養を、貧困な娘らの婚姻を、慈善学校を、受刑者ないし火災で焼け出された人々の慰労、または、同じ性質のあるその他の敬虔な、そして、同様に、公益的な諸事業のみを目指す。；これらの財産拋出に関しては、余の公開状を獲得することは、けっして必要ではない。そして、それらが含む諸々の行為または処分を、余の高等法院または高等評定院で、それぞれの管轄区域で、余の検察官の結論的申し立てないし要求にもとづいて、認証させることで十分である。余は、つぎのことを意欲する。同時に、余の高等法院ないし高等評定院によって、上述の財産拋出について、そして、それについておこなわれる会計報告について配慮がおこなわれる、ということである」。
- 56) OAGL Z 1443, [14](#), fol.137 verso-138 recto [S.72-73].
- 57) シュテューデルの1815年遺言第1条：「絵画、デッサン、銅版画および美術品のわたくしの蒐集が、それに属する書籍とあわせて、当地の都市および市民団のために、これをもって、わたくしによって設立されるシュテューデル美術館なるものの基礎である。わたくしは、このシュテューデル美術館を、わたくしの包括相続人に、動産および不動産に関する、わたくしの他日の遺産について、最良の法形式において、これをもって指定する。ただし、わたくしによって、遺言の付録において、わたくしの親族、友人および他の人々のために寄進されるか、または、なお、さらに、わたくしによって書かれ、かつ署名されるか、もしくは、たんに署名されるにすぎない紙片によって寄進される諸々の遺贈を、唯一の例外とする」。野田「シュテューデル美術館設立史料試訳」『福岡大学法学論叢』第55巻第3・4号606頁。
- 58) OAGL Z 1443, [14](#), fol.139 recto-139 verso [S.75-76].
- 59) 「ヴィーン会議最終議定書」第45条（本稿第2章注16で試訳）を参照。

(2017年1月10日提出：未完)